

○大岡委員長 次に、山井和則君。

○山井委員 十五分間、質問させていただきます。

委員外でありますのに、質問の機会をいただきました今井理事、本当にありがとうございます。

また、何よりも、この間、前松村国家公安委員長、そして現坂井国家公安委員長。坂井国家公安委員長におかれましては、昨年秋、就任されてすぐに歌舞伎町に視察に行かれたということをお聞きしました。その結果、今日こうやって、悪質ホスト対策の風営法がうまくいけば可決されるのではないかと思いますが、本当にこの間の警察庁の、警察庁長官も何度か現地視察にも行っていただきましたし、その御尽力には心より感謝を申し上げたいと思います。

また、言うまでもなく、このことについては、現地で日夜被害者の相談に乗っておられます青母連の方々、玄代表、田中事務局長、また、ぱっぷすの方々、そういう方々のおかげでこういう取組が進んでいることにも感謝を申し上げたいと思います。

先ほど吉田議員もおっしゃいましたが、この悪質ホスト対策というのは、初めて国会で取り上げられたのが二〇二三年の十一月九日、参議院内閣委員会、塩村あやか議員が初めて取り上げられました。そして、風営法の改正、法改正が必要なのではないかということを強く訴えられまして、それから一年半でこういうふうに改正が閣法によって実現することになりました。吉田はるみ議員も、議員立法を二回、悪質ホスト対策で筆頭提出者として提出をされました。

私も取り組んできまして、十数回、歌舞伎町の現場に行って、そういう悪質ホストの被害者の方々の話も聞かせていただいたりしました。

そんな中で、十五分しか時間がありませんので短く質問しますけれども、今回の悪質ホスト対策の風営法改正とセットで取り組んでいただきたいのが、今、吉田議員も質問されました買春防止法制定という問題なんですね。

これは、一九五〇年代に売春防止法ができてから約七十年間、今、吉田議員のにもありましたように、海外では買春は罪なんですね。日本だけ、買春は罪でなくて、女性が捕まるんです。これは言いづらいですけれども、そうなると、海外の観光客の外人の男性は、自分の国で買春したら捕まるけれども、日本に行ったら、日本人の女性は捕まるリスクはあるけれども、自分は全然セーフなんですね。

そういうことになっておりまして、悪質ホストの被害者の多くの女性が、歌舞伎町の大久保公園の辺りで数十人の女性の方々が性を売らざるを得ない状況で、いわゆる路上売春という状況がずっと恒常に続いている、そしてその売上げがまた悪質ホストに吸い上げられていくという、悪質ホスト対策と路上売春の防止というのはセットなんですね、残念ながら。

それで、今日お配りした配付資料の二ページ、「香港紙、東京は「アジアの売春観光都市？」　歌舞伎町で外国人相手に横行「中国人多数」」という産経新聞の昨年十一月十九日の記事を配付をしました。

ちょっと読み上げます。

香港の日刊紙が今月、東京について、アジアの新しいセックス観光の首都と記事で報じた。外国人男性が歌舞伎町で買春ツアーを行っている。円安と日本の貧困によって、外国人男性が東京にセックス観光に来ている。それによると、記事では、買春に歌舞伎町を訪れる外国人について、白人、アジア人、黒人など様々だが、多数は中国人と、悪質ホストクラブに関するトラブルに対応する青少年を守る父母連絡協議会、青母連の田中事務局長がコメントした。実際に同紙のインタビューで、十九歳の女性は生活費のために一日五人から十人の相手をしていると言い、客の半分が外国人、最近二回目の中絶をしたと証言をしております。

言いづらいですけれども、二人でラブホテルに入って、日本語が通じないわけですよね。そこで、言いづらいですけれども、暴力を振るわれた、大変ながをしたということで、救急車で運ばれる日本人の女性もいるわけです。日本語が通じないわけですから。悪い外国人もいますよね、言っちゃ悪いけれども。日本人でも悪い人はいますけれどもね。

私は、ちょっとこれは看過できないんですけども。悪質ホスト対策の風営法改正、一步前進ですばらしいと

思います。大変大変感謝しておりますけれども、もう一方では、ちょっと私は本当に、これは口で言うのもはばかられるんですけれども、東京はアジアの売春観光都市、アジアの新しいセックス観光の首都、外国人男性が東京にセックス観光に来る、こういう現状というのは、本当に放置していいんでしょうか。

坂井国家公安委員長にお伺いをいたします。

今、吉田議員も質問されましたけれども、外国人相手に路上売春、女性は捕まる、外国人は全くセーフなんですね。ノーリスクなんですよ。ひどい話、海外から観光に来て、家族はディズニーランドに行つといて、お父さんはちょっと歌舞伎町に行って女性と遊んでくるとか、こんな観光があるんですよ。これはやはりおかしいですね。

坂井国家公安委員長、こういう路上売春が多発している、特に歌舞伎町の現状をどう取り締まりますか、お答えください。

○坂井国務大臣 まず、山井議員、吉田議員を始めとする立憲民主党の先生方におかれましては、悪質ホストクラブ問題に対して、これまで熱心に取り組んでいただき、政府にも様々な問題提起をいただいたことに御礼を申し上げたいと思います。

今御指摘の点でございますが、警察では、繁華街、歓楽街における風俗環境の浄化や安全、安心の確保に向けて、売春防止法等による取締りを行っているほか、自治体でありましたり防犯ボランティア団体等と連携して、売春目的の勧誘が行われる地域等において、パトロールや声掛け等の注意喚起を実施しているところでございます。

また、支援を要すると思われる方を把握した場合には、支援に向けた面談等を実施し、自治体の福祉事務所等の関係行政機関へ取り次ぐなどの取組を進めているところでございます。

引き続き、法とそれから証拠に基づき、こうした取組を推進していくよう警察を指導してまいりたいと思います。

○山井委員 今おっしゃったように、女性には売春したら駄目でしょうと指導できるんですよ。でも、買いに来ている男性には一言も言えないんですよ。それは増えますよ。

そこで、法務省にお伺いしたいと思います。

実は私も、三年前に、そういう被害者を支援しておられる女性の方々に連れられて、生まれて初めて歌舞伎町の大久保公園、三年前に行ったんですよ、晩に。それはもうびっくりしましたね。十代の若い女性が十数人、ずらっと立っているんですよ。私は本当に、これは日本かと目を疑いました。一国会議員として、本当にもう涙が出るぐらい情けなくて、申し訳なかったですよ。そのときに、女性のそのボランティアの方に、何でこんな問題が放置されていて減らないんですかと聞いたら、その女性の方が一言、買う方の男性が全く取り締まられないからですと。この現状をなくすには、買う方も処罰しないと。女性は捕まるけれども、買う方は全く捕まらないんですね。

そこで、吉田議員も質問されましたけれども、法務省にお伺いしたいと思います。

実は私、専門家の力を取りて、資料も作ったんですよ、配付資料の二ページ目。スウェーデン、ノルウェー、アイスランド、カナダ、北アイルランド、フランス、アイルランド、イスラエル等々、今は、男性は逮捕するけれども、女性を保護するというのが世界の流れなんですね。女性を捕まえて男性はセーフ、そんな国というのは少なくなっているんですよ。アメリカでも一部の州は男性を逮捕する、こうなっているわけですね。

そこで、法務省にお伺いしますが、やはりこれは、検討会をつくって、七十年間放置されているこの問題を何とか前に進めていくべきじゃないでしょうか。言いづらいですけれども、こういう性的な問題というのは非常にデリケートで難しくて、多分、今日の私の質問に対しても苦情とか誹謗中傷が殺到すると思うんですけども、吉田議員も私もある意味では腹をくくって、衆議院で初めてですよ、この議論がされるのは。誰もこんな議論したくないですよね。ややこしい問題ですよ、はっきり言って。

でも、私が言いたいのは、このまま、日本人が日本人を買うのも問題ですけれども、言いづらいけれども、日本、ジャパン、東京に行ったら、合法的に安く若い女性と性行為をして遊べるといって、世界で、CNNから、BBCから、ワシントン・ポストとか、ニューヨーク・タイムズとか、世界の新聞やテレビが歌舞伎町を残念ながら

報道しているんですよ。ああ、日本というのは、若い女性を安く買って、そういうことができる国なんだというのは、日本人が考へているほど私は甘くないと思いますよ。

今後、日本の女性が世界に行ったときに、日本の女性というのは、お金を払えば、やりやすい国なんだなと。これは、一売春が云々という問題じゃなくて、私は、日本女性の尊厳、一步間違うと日本の女性が性被害に遭いやすくなる、もっと言えば、私は日本の国の品格が問われる問題だと思うんですよ、品格が。やっている人が悪いんじゃないんですよ。それを放置している超党派の議員も、政府も、法務省も、何でそんなことを放置しているのかと世界から笑われかねないと私は思うんですよ。

そういう意味で、是非、法務省におかれましては、検討会を設置して、こういう買春防止法の制定を、反対意見も多いと思いますけれども議論していただけないかということと、超党派の皆さん、今日も聞いておられますけれども、これは党派は関係ないと思いますよ、日本の国の品格と日本人の尊厳に関わる問題だと思いますので、超党派ででも取り組めたらと思います。

法務省、いかがでしょうか。

○吉田政府参考人 今の委員の御指摘、問題意識は十分理解させていただいているところでございます。

その上でですけれども、買春者の側の行為を処罰するという場合に、どのような行為を処罰対象として想定するかということにもよってまいりますけれども、売春の相手方となる行為自体、あるいは勧誘する行為、あるいは、その勧誘する行為のうちの特定の態様によるもの、様々想定されるとは思うんですけども、それらの行為を処罰するという場合には、今御指摘ありましたけれども、まずもって実態を十分に把握するということが必要となってまいるというふうに考えております。

また、処罰対象とすべき行為を明確に過不足なく規定することができるのか、そのためにはどういうふうに規定すればいいのかということも問題となると考えております。

先ほど御指摘ありましたように、男女間の性に関わることでございまして、機微にわたる部分もございますので、国民の自由を不当に制限しないかどうかという観点からの検討も十分必要になってくるというふうに考えております。

こうした点について、実態も踏まえながら十分に検討していく必要があるというふうに考えております。

○山井委員 今、実態を踏まえながら十分検討していく必要があるという、本当に前向きな答弁をいただいたと思うんです。

私、慎重な意見も分かりますよ。やはり個人の性の問題とかそういうことというのは、行政とか警察とか法律が余り立ち入るべき問題ではないと私も思います。でも、ここで、私も専門家の方と資料にしましたけれども、つまり、個人の性行為を規制するんじゃないんですよ。路上であからさまにそういうことが横行して、社会の風紀を乱して、日本の国家の尊厳というか、日本人の品格を乱すようなことはさすがに一線を越えているんじゃないんですかということなんですよ。

東京が世界のセックス観光のメッカだというようなことを、東京は首都ですからね、こういうことは何としても防がねばならないと思うし、ここに書いてありますように、勧誘と誘引、声をかけたら女性は捕まるんです。それについては男性も処罰すべきということで、買春自体を逮捕するわけじゃないんです、ここに書いてあります。

それでは、最後に坂井委員長にお伺いしたいと思います。

これは法務省さんに懸かっているんですけども、ぶっちゃけた話、警察の方々に聞くと、現場の方に聞くと、確かにこれは、男性を処罰できるようになつたら、この路上売春で外国人も日本人も群がっているという状況は一発で激減させることができますと。現場の警察の関係者は買春防止法を望んでおられるんです。

国家公安委員長として、そういう法律があつたらいいなと思われませんか、いかがですか。

○坂井国務大臣 山井委員の問題意識はよく理解をしたところでございますが、国家公安委員長といたしましての答弁といたしましては、売春防止法は所管外であるということでございますし、同法の改正の是非でありますとか、買春というか、買う方が禁止された場合といった仮定の質問についてのお答えは、所管外の立場では差し控えたいと思っております。

いずれにしても、立法府でお決めいただいた法律と証拠に基づいて適切な取締りを的確にしっかりと行っていく

ように、警察を指導してまいりたいと思います。

○山井委員 終わります。ありがとうございます。